

公立高等学校等生徒の保護者の皆様へ

高校生等奨学給付金制度 ～奨学のための給付金～

授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費等）を支援する返還不要の給付金です。

対象世帯

- 生活保護世帯
- 住民税所得割が非課税の世帯
- 年収270万円以上380万円未満の世帯 拡充
- 年収380万円以上490万円未満の世帯 拡充

※ 生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります（詳細は下記参照）。

生徒等の国籍・在留資格等に関する要件

国籍・在留資格等の要件

要件確認方法

1

高等学校等に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯

- ①日本国籍を有する者
- ②特別永住者
- ③永住者
- ④日本人の配偶者等
- ⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者（専攻科は高等学校も）であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

2

高等学校等に在学する①以外の生徒等の世帯

学校において、就学支援金等の申請・認定結果で確認します。



保護者等の所得に関する要件

ご自身の所得割額などは
マイナポータルで「わたしの情報」
から確認できます。



保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（※）により判定します。

※生活保護世帯は生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況により判定

世帯所得要件

必要書類

1

上記①の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯

- ア生活保護世帯
- イ住民税非課税世帯
- ウ所得割額の合算額が100円～105,500円の世帯（年収270～380万円世帯）
- エ所得割額の合算額が105,500円～182,500円の世帯（年収380～490万円世帯）
- オ所得割額の合算額が105,500円～264,500円の世帯かつ多子世帯（年収380～600万円世帯）※専攻科のみ

2

上記②の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯

- ア生活保護世帯
- イ住民税非課税世帯
- ウ所得割額の合算額が100円～105,500円の世帯（年収270～380万円世帯）※専攻科のみ
- エ所得割額の合算額が105,500円～264,500円の世帯かつ多子世帯（年収380～600万円世帯）※専攻科のみ

以下のいずれかの書類

- ・生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
- ・保護者等全員の課税証明書又は非課税証明書 等

令和8年度の給付額

令和8年度 給付額 (年額)	世帯要件ア	世帯要件イ	世帯要件ウ	世帯要件エ	世帯要件オ
全日制・定時制	32,300円	143,700円	47,900円	35,930円	—
通信制	32,300円	50,500円	16,830円	12,630円	—
専攻科	—	50,500円	16,830円 (②の場合10,100円)	—	12,630円 (②の場合10,100円)

提出期限

令和8年7月21日（火）

提出方法

学校事務室へ提出

提出書類

- ①静岡県高等学校等奨学給付金受給申請書（様式1）
- ②生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書（様式2）※世帯要件アの方
※令和8年7月1日以降に福祉事務所で証明を受けてください。
※扶助費目の記載のある生活保護受給証明書でも代用できます。
- ③保護者等の課税証明書等【令和8年度(令和7年分所得)】
- ④扶養親族申告書（様式1－4）※世帯要件オの専攻科の方のみ

留意事項

- ・保護者等が課税期日（令和8年1月1日）に海外にいる(いた)ことにより税の申告を行っておらず、課税証明書を提出できない場合は、給付の対象外となります。
- ・在学状況や家族構成等は、令和8年7月1日現在の状況で判断します。
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える場合は、給付の対象外となります。



家計急変支援について

- ・保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの家計急変事由が発生したことで、従前得ていた収入を得ることができない場合に支援を受けることができます。
- ・生活保護（生業扶助）受給世帯は、補助対象となりません。
- ・在学状況や家族構成等は申請のあった月の翌月1日現在の状況で判断します。
- ・世帯構成や申請日等によって、収入基準や給付額が異なりますので、詳しくは学校事務室にお問い合わせください。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当
+

世帯年収が所得要件相当まで減少
※生徒等の国籍・在留資格によって基準が異なります。

給付額

7月1日
までに申請

年額を給付

7月2日
以降に申請

年額を月割りにした額を給付

○家計急変事由確認書類（保護者等の一方が無職・無収入でない場合は2人分）

- ・家計急変発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書等
- ・家計急変前後の収入を証明する書類
急変前：課税証明書等（課税証明書・納税通知書等）
急変後：直近3か月分の給与明細、会社作成の給与証明書等

その他

御不明な点につきましては、事務室（電話番号：（053）－587－1135）へお問い合わせください。